

周 秘 第 2 9 9 号

令和 4 年 2 月 1 6 日

周南市農業委員会

会長 山下 敏彦 様

周南市長 藤井 律子



令和 4 年度に向けた農地等利用最適化推進施策に
関する意見について（回答）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、本市の市政につきまして、格別なるご理解・ご協力を賜わり
厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 1 0 月 2 7 日付けで要望のありました標記の件につきま
して、別紙のとおり回答いたします。

企画部秘書課

政策調整担当：渡辺、佐々木

TEL：0834-22-8231

FAX：0834-22-8888

【1 担い手への農地利用の集積・集約化】

(1) 農地基盤の整備等に対する支援制度の周知と活用支援

(回答：農林課)

農地基盤の整備等に対する支援制度は、国や県の制度を含めるとメニューが多岐にわたり、その内容は複雑で頻繁に変更も生じることから、全ての農業者の皆様に的確に周知することは難しい状況にあります。

引き続き、相談や要望等を受けた際には、その地域の実情に応じて具体的な事業の提案等を行うとともに、支援制度の活用が図れるよう合意形成の支援にも努めてまいります。

(2) 多面的機能支払交付金制度の導入支援及び活動組織への支援拡充

(回答：農林課)

多面的機能支払交付金制度を活用する地域が増えるよう、情報提供に努めるとともに、農業者や地域の方からの組織設立をはじめ制度導入に向けた相談等に対して、実情に応じた支援を行います。

また、事務の負担軽減については、既存組織の統合や広域活動組織化、事務の外注などが有効な手段になるものと考えており、各組織と課題を共有し、解決に向けた検討が進められるよう支援してまいります。

(3) 農業生産基盤（農道、水路、頭首工等）の維持管理への支援充実

(回答：農林課)

農業用施設の経年劣化や災害発生による機能消失を防ぐため、各種土地改良事業や災害復旧事業、日本型直接支払制度等により支援を行っています。このうち災害復旧事業については、国・県への被害報告までの期間が短いことから、速やかに状況把握し、応急対応の必要性等を判断した上で、漏れなく報告できるよう努めてまいります。

また、単市土地改良事業のうち、原材料支給については、令和3年度から上限額を引き上げるとともに、農業用施設の改修については、要望が多いことから、各地区の意向を踏まえ優先順位を定めながら実施しており、引き続き、要望等に可能な限り応えられるよう努めてまいります。

【2 遊休農地の発生防止・解消】

（1）小規模・家庭農業の存続に向けた支援

（回答：農林課）

生産条件等が厳しく、集積・集約が難しい農地において、その保全や荒廃抑止を図るためには、小規模農業者の営農継続や定年帰農など新たな小規模農業の担い手を確保することも重要と考えており、農業用機械の更新・導入に対する支援をはじめ、小規模農業に取り組みやすい環境整備に向けて検討を進めてまいります。

（2）中山間地域等直接支払制度に取り組む持続可能な生産活動に対する支援

（回答：農林課）

担い手の高齢化や不足等により、中山間地域等直接支払制度への取り組みの継続が困難な地域に対しましては、集落の連携や広域化等による体制強化に向けた話し合い活動等を支援するとともに、支援制度の拡充について機会あるごとに国へ要望を行ってまいります。

（3）鳥獣被害防止対策の強化

（回答：農林課）

引き続き、関係機関と連携し、侵入防止柵の設置の促進や山口県猟友会と連携した狩猟免許取得の促進、周南市猟友会と連携した捕獲従事者の確保、捕獲隊による集中的な捕獲活動の実施、地域等への誘因物の除去の啓発など、総合的な対策を推進するとともに、効果的な捕獲・防護対策を研究しながら取り組みの強化を図ってまいります。

【3 新規参入の促進】

(1) 新規就農者に対する技術習得や経営相談等の支援体制の強化

(回答：農林課)

現在、若い世代を対象とした新規就農者の確保・定着を図るため、技術研修の実施や定期的な面談、優良農地の確保、各種支援制度の情報提供など、貴委員会をはじめ山口県やJA等との連携により、就農前から就農後まで一貫したサポートを行っています。

引き続き、若い世代を中心とした地域農業の担い手の育成・確保に取り組むとともに、様々な就農ニーズに対応できるよう関係機関と連携しながら支援体制の強化に努めてまいります。

4 その他

(1) (仮称) 太陽光発電設備の設置に関する条例の制定

(回答：環境政策課)

太陽光発電は、再生可能エネルギーのひとつであり、令和 3 年 10 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画においても、長期安定的な主力電源として、持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取り組みを引き続き、積極的に推進していくこととされています。

太陽光発電事業は、日当たりの良い立地であれば、比較的導入しやすいため、特に、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度が、平成 24 年に創設されて以来、全国的に導入が進んでいる状況にあります。

このように、設置が進んでいる太陽光発電設備ですが、設置に際しての法的規制については、出力 50kW 未満のものであれば、電気事業法上は小出力発電設備で、一般用電気工作物となり、届出等の手続きは不要となりますが、経済産業省令で定める技術基準に適合させる義務があります。

また、各地で設置が進む中、令和 2 年 3 月に環境省が定めた「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」によりますと、太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響などの問題が生じる事例が増えており、重要な動植物の生息や、生育環境の改変等による自然環境への影響等が生じるとの懸念が示されています。

これまでのところ、市内の太陽光発電設備については、重大な環境影響や、土砂流出のおそれがある箇所の報告は受けていませんが、新設や既設の設備において、今後、こうした周辺への環境影響が懸念されることから、適正な設置と管理が重要であると考えています。

全国の自治体においては、太陽光発電設備の設置を規制する条例を制定しているところもありますが、国は、条例等が制定されていない自治体は、環境省のガイドラインに基づき環境保全の取り組みを図るよう示しています。

ガイドラインでは、生活環境、自然環境の保全や、景観、歴史文化遺産等に恵まれた地域への配慮などが示されているほか、設置後の維持管理や地域住民との良好なコミュニケーションを図ることについても示していることから、本市では、ガイドラインの周知徹底を図ることで環境影響の発生を抑制し、周辺環境の保全を図っていきたいと考えています。

(2) 生活道となっている農道の維持管理の支援拡充

(回答：農林課)

農道の維持管理については、2戸以上の農家が利用されている場合は、土地改良事業の各種制度により支援を行うほか、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用した地域ぐるみの取り組みを推進しているところです。

今後も、これらの支援を継続するとともに、私道や法定外公共物に対する支援内容との整合や先進事例等を踏まえながら、農業者の減少や高齢化が進行する状況下での支援のあり方について研究してまいります。

(3) 非農地判断した土地の地目変更登記の円滑な実施

(回答：課税課)

地目とは、土地を利用面から分類した名称であり、不動産登記法（平成16年6月18日号外法律第123号）上の地目（以下、「登記地目」という。）とは、不動産登記法第2条第18項に規定している通り、土地の主な用途による分類であり、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定められています。

登記地目の変更については、不動産登記法第37条の規定により、その変更があった日から1月以内に、当該地目に関する変更の登記を申請しなければならないと定められており、申請すべき義務を怠った場合は、同法第164条の規定により10万円以下の過料に処することとされているものです。

一方、地方税法（昭和25年7月31日号外法律第226号）上の地目（以下、「課税地目」という。）の認定は、実地調査によって認定することが比較的容易であること、また、各筆の土地について均衡のとれた適正な評価を行う必要があることから、登記地目にかかわらず、賦課期日である1月1日現在の土地の現況及び利用目的に重点を置いて行うこととしています。

農業委員会において非農地判断した土地についても、課税課へ通知される非農地通知（証明）一覧表を基に実地調査を行ったうえで、課税地目を認定することとしています。

ご指摘の地方税法第381条第7項の規定については、登記地目と現況の地目とが一致していない場合は、登記所が本来職権又は申請に基づいて修正し又は変更すべきものでありますが、課税上支障があると認められる場合には、市長は登記所に対し地目の修正の申出を行い、登記所の職権行動を促すことができる規定です。

登記地目と現況の地目とが異なっている場合であっても、課税地目は賦課期日現在の現況の地目を用いることとなっているため、課税上支障があるとは認められず、ご指摘の規定に基づき登記所に対し修正の申出を行うべき事由には当たらないと考えています。

(4) 農業振興地域整備計画・農用地利用計画の全体見直しの実施

(回答：農林課)

現在、農業振興地域整備計画について、令和4年度末の策定を目指し、全体見直し作業を進めており、今後、農地等の現況を十分に調査・把握した上で、本市農業の維持発展に向けて中長期的な視点を持って検討を進めてまいります。

(5) 正確な農地情報把握のために必要な地籍調査の実施

(回答：都市政策課)

現在、地籍調査を実施中の湯野地区及び鹿野地区におきましても、地域の過疎化や高齢化に相まって、山林や農地の境界を把握されている地元精通者が減少しており、現地調査において土地境界の特定が、困難な状況になりつつあります。

地籍調査は、農地のみならず土地全般を対象として、土地の状況を正確に把握することにより、土地に関するトラブル防止や土地取引の円滑化、さらには災害復旧の円滑化を図ることを目的とされています。

今後も、地籍調査を取り巻く現状や目的を改めて認識する中で、現在実施中の湯野地区及び鹿野地区の早期完了を目指し、計画的な地籍調査事業の推進に取り組んでまいります。

(6) 「人・農地プラン」の着実な実行・実現

(回答：農林課)

プランが実質化されている地区においては、中心経営体等に対して、農地の集約や国等の各種制度を活用した支援を行うなどプランの着実な推進を図ってまいります。

また、実質化されていない地区や実質化されているものの地域農業の将来に向けて、引き続き、より深い話し合いが求められる地区においては、貴委員会との役割分担の下、実質化やブラッシュアップが図れるよう努めてまいります。